拾得物，不審物対応手順

2022.04.01更新

◆ 拾得物が発生した場合（お客様等の届け出を含む）

- 鞄，財布等、「中身」が存在するものは、一切事前確認をしない。（中を見ない）
（携帯電話の場合も一切出ない）
- 【 緊急連絡先 】へ、経緯，状況を報告する。
- 多気PA以外は、コンシェルジュ，売店等に届けて対応をお願いする。

◆ 不審物を発見した場合

- 不審に感じた場合、一切中身を確認しない。
- 【 緊急連絡先 】へ、経緯，状況を報告する。
- 明らかな危険を感じた場合、最寄りの【 非常電話 】で、管制へ報告する。
- 多気PA以外は、コンシェルジュ，売店等にも報告して、情報を共有する。

◇ 上記対応後は、緊急連絡先（場合によっては管制）の指示に従い、対応する。